

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための 法整備等を求める意見書

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年4月に、臓器取引・人身取引の犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会は2022年12月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018-5学会共同声明」を表明した。

国内では、現在約1万6500人もの方が移植を希望し登録している（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）が、臓器提供は年間で約100件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。いっぽう、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診察を拒否される場合もある。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認することができない。したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要である。前記宣言にならい、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできない。

よって、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを求める。

記

- 1 ドナー数を増やすため、国民が命の大切さについて考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植の更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設数を増やすため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設

の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

- 3 臓器提供についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かい対応が可能になるよう、臓器移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から搬送までを担う移植実施施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 諸外国等における臓器移植の実態や課題等を調査し、その対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年（令和7年）3月27日

高 砂 市 議 会